



発行人 作花 知志

〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL/FAX 086-227-3459 <http://f-onbuzu.com>

相談ダイヤル 080-2885-4322 E-mail: f.ombuds.okayama@gmail.com

第10号

2017年5月

ごあいさつ

理事長 作花 知志

NPO 法人となった後、福祉オンブズおかやまが、より積極的に福祉問題に関わり、より社会に影響を与えることができるようになるためには、どのような方法があるだろう、と常に考えてまいりました。その1つのアイデアが、法人として住民監査請求、さらには住民訴訟という手段を用いて、福祉施設の問題にアプローチする方法です。

住民監査請求、さらには住民訴訟とは、その地域の住民であれば、地域の税金の使われ方に対して、その支出が違法・不当であることを理由として、行政に対して監査を求めたり、裁判所に対して支出された税金分を取り戻せ、という裁判を起こしたりできる制度です。

私が福祉オンブズおかやまの理事長を担当させていただくようになった後、さまざまな福祉施設のご相談やお悩みをうかがってまいりましたが、施設内の少数派の人々から上がった声を、現実の改善にまで結びつけることは非常に困難なことです。

そのような悩みの中で考えているアイデアが、住民監査請求や住民訴訟なのです。ある福祉施設が運営に問題があることが分かった場合、行政からその福祉施設に対して補助金が支出されている場合、その補助金（税金）の支出は不相当である、もしくは違法である、という請求や訴訟を、地域住民である個人だけでなく、法人でもできるのです。

その方法は、福祉施設における問題の改善という困難な課題をより効果的なものへと変化させる手段となるのではないかと考えています。それは、ある意味で弁護士である私自身による福祉オンブズおかやまへのアプローチだ、と言えるように思っています。より研究を進めたいと考えています。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

【報告】 第5回福祉オンブズ相談員養成講座が行われました

今年1月7日（土）と1月21日（土）の2日間で「第5回福祉オンブズ相談員養成講座」が行われました。今回は7名の方が受講されました。この講座を通じて、福祉サービスの点検のできる市民が増え、そして私たちの仲間が増えていければと思っています。

講座内容は、例年通り「福祉オンブズとは」の講座から始まり、子ども、高齢者、障害者とそれぞれの特性に合わせた権利擁護のあり方について、識者の方々からお話がありました。特に今回は、これまで登壇されたことのない新しい講師の皆様がこられたことでリニューアル感たっぷりの講座でした。そして2日目には、例年好評の竹中先生により相談援助の方法論と、当法人の相談実績に基づく事例検討会が行われました。

今回の要約報告は、特に1日目のリニューアルの様子を中心にレポートします。なお、今回の養成講座は、平成28年度「赤い羽根ボランティア団体・NPO活動支援事業」の助成を受けて開催しました。

■講座1「福祉オンブズとは」

講師：藤井宏明さん（NPO 法人福祉オンブズ
おかやま副理事長、福山平成大学福祉学科准教授）

当法人の副理事長藤井宏明さんから、「福祉オンブズ」についてお話がありました。これまでの福祉オンブズおかやまの活動経緯を交えながら、福祉オンブズについての基本的考え方を教えていただきました。

福祉オンブズとは、福祉領域のオンブズパーソン（マン）のことを意味しますが、その定義については、永和良之助先生（2000）や大石一英先生（2001）らが言っているとのことでした。

福祉オンブズの定義（1）

- ・利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上を目的とし、活動の中心を行政や福祉施設などの事業者の監視と利用者からの訴えを受けての苦情解決に置いている市民団体を「市民福祉オンブズパーソン」と捉える。
- ・オンブズパーソンにとって最も重要な生命線とも言える監視活動。
- ・情報公開を徹底することが、利用者の権利擁護を図る基本である。

永和良之助（2000）

福祉オンブズの定義（2）

- ・権利擁護の方法であるアドボカシーとエンパワーメントは、福祉オンブズパーソンには必要不可欠なものである。
- ・権利擁護とは、個人がその能力に係わらず他者と同等な権利を行使（日常生活活動や福祉サービス利用などを行うこと）できるよう援助することであり、またそのシステムの総称とすることができる。
- ・福祉オンブズパーソンとは、福祉分野を専門とするオンブズパーソンである。

大石一英（2001）

これらの定義を見てみると大事なキーワードとしては、①福祉分野のオンブズパーソンであること、②アドボカイト活動をすること、③エンパワーメントの視点を持つこと、と言えるようです。

福祉オンブズが活発になっていった経緯には、福祉サービスを市民が監視しないといけないとの機運だと思われます。残念ながら、そのような風潮は現在に至るまで散見することができるため、これからも市民による監視活動は必要と言わざるを得ません。ですが、福祉オンブズ活動は、市民の連帯のためにも必要であるとのメッセージも聞くことができました。

■講座2 「高齢者の権利擁護」

講師：中村絹江さん

(花明かり社会福祉士事務所 社会福祉士)

花明かり社会福祉士事務所の中村絹江さんから、「高齢者の権利擁護」についてお話しがありました。現代日本の超高齢社会の現状から、生じる高齢者の権利侵害に至る危険性について話していただきました。

中村さんから、戦後の日本から現在に至るまでに、高齢期を迎えることが出来る人が増えているとの話しがありました。平成27年には日本の高齢化率が26.7%にまで上昇し、それに伴い介護を必要とする人たち（要介護等認定者）や、認知症患者が増えていることが説明されました。認知症患者にいたっては、平成24年には高齢者の7人に1人が認知症と言われていましたが、平成37年には5人に1人になると言われているそうです。また、このような状況では家族介護者への負担も増しています。女性介護者、介護者の高齢化いわゆる老々介護といった現状は、今後も変わりにくいかもしれません。そして、一人暮らしの人がそのまま高齢期を迎えることで、以前にも増して一人暮らし高齢者が増えていくとの説明もありました。

このような現状が今後増していく中で、介護を必要とする人、認知症などによって判断力に困難を持つ人に権利侵害が起きやすくなるとの話題になりました。介護保険制度は、行政責任の措置から個人の契約能力に委ねる形になったので、判断力に困難のある人にとって難しさがあります。そこで、成年後見制度についての説明もありました。

さらに、日本国憲法にある第11条（基本的人権）、第13条（幸福追求権）の視点から見ても、高齢期における権利擁護はすべて等しく国民に保障されないといけないことを力強くメッセージを伝えてくださいました。老人福祉法や介護保険法を丁寧に読み解くと、高齢者の権利擁護が下敷きになっていることも教えていただきました。

日本国憲法

第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」

第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

老人福祉法

第2条「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」

介護保険法

第1条「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

■講座3 「障害者の権利擁護」

講師：有岡道博さん（元ももぞの学園施設長、美作大学生活科学部准教授）

美作大学の有岡さんから、「障害者の権利擁護」についてお話しがありました。障害児・者施設で園長をされていた経験がある有岡さんからは、自分たちのようなサービス提供をする側は、オンブズにお世話になる側だと前置きをおかれてからお話がありました。特に有岡さんからは、障害者の権利擁護に必要な考え方と姿勢を教えてくださいました。

権利擁護という考え方や言葉を耳にする機会は

たくさんありますが、特に「障害者の～」とつくことにより考えないといけないことがある、との指摘がありました。和泉短期大学の鈴木敏彦先生による障害者の権利の考え方を引用し、私たちが考えないといけないことの説明がされました。

障害の有無にかかわらず、「人間としての基本的な諸権利」が保障されなければならないことは、言うまでもない。しかし、障害者は障害がゆえに自らの権利を主張することができなかつたり、他者からの権利侵害を受けたりすること等がある。そこで、国連「障害者の権利に関する条約」に象徴されるように、障害者の特性に配慮しつつ、その権利を明確にし、社会的な権利保障を行う必要がある。

傍線にある「障害者の特性に配慮しつつ」がここで注目すべき点です。身体障害、知的障害と障害にはさまざまな状態があり、それらの特性を知ると言ってもそれらを把握することは難しいです。そこで、私たちは「知らないことは、そのことをよく知っている人に聞く」といった行動を取るべきだとの話しがありました。「障害者の持つ特性に配慮すること」・・・これが一番大切な視点であると言われていました。

「地域で自立した生活を営む」というのは、それ自体が障害者の権利を活かした活動のひとつと言えるとのこと。自立した生活のために必要な考え方に、やはり権利擁護が欠かせません。明治大学で法学を教えている平田厚先生が書かれている権利擁護の一節を引用して説明をされました。

権利擁護の意味

自己決定権の尊重という理念のもとに、本人の法的諸権利につき、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく本人を支援すること。

平田厚 (2001) 『これからの権利擁護』 筒井書房

しかし、多くの場合、障害者には「本人の意思」や「意向に即して」ではない、支援がされていることがあります。障害者は往々にして、本人の意思、それから意向が守られないのは、障害の特性が理解されていないことから生じてきます。さらに権利

擁護の段階についての説明がありました。

①自己決定のための条件整備



②自己決定過程の支援



③自己決定された権利の主張の支援（代弁）



④主張された権利の実現の支援

「たたかうアドボカシー」：権利回復支援

「ささえるアドボカシー」：権利獲得支援

平田厚 (2012) 『権利擁護と福祉実践活動』 筒井書房

特に大事なこととして、権利を主張したあとの支援として戦うんだ、それを支えるんだというアドボカシーの考え方の大切さを訴えられていました。

■講座4「こどもの権利擁護」

講師：藤川智子さん（近藤幸夫法律事務所）

近藤幸夫法律事務所の藤川智子さんから、「こどもの権利擁護」についてお話しがありました。現在弁護士として活躍されている藤川さんですが、司法試験を受ける前から子どもの権利擁護については、関心を抱かれてきたそうです。司法修習中も、全国の修習生たちと子どもを巡る環境のあり方について、勉強を重ねられたそうです。

まずは「子どもの権利条約」の説明から入られました。子どもの権利条約は、日本も批准していますが（日本は1994年に批准）、子どもの権利を考える上で基本的理解を与えてくれます。ここでいう子どもとは18歳未満のことを言い、その子どもの人権を国際的に保障する枠組みなのだと説明がありました。特に子どもに保障されるべき、生存、成長、発達の過程の視点が欠かせないことが言われました。

さらに、日本国内にある子どもの人権に関する法制度について説明をいただきました。児童の福祉に関する法的視点として、以下のような点があげられるようです。

- ア) 児童福祉（狭義）… 例 子どもの権利条約・児童福祉法等
- イ) 児童虐待の防止等 … 例 児童虐待の防止等に関する法律
- ウ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
- エ) 子どもの貧困対策 … 例 子どもの貧困対策の推進に関する法律

これら法律や法制度の考え方には、常に子どもの福祉の観点で考えることが基本になっています。

ア) は狭い意味の子どもの福祉、イ) は児童虐待に関する防止の視点、ウ) はいわゆる「DV 防止法」で言われる配偶者暴力に関すること、エ) は子どもの貧困の連鎖を断とうとする視点になります。ウ) の配偶者暴力対策については、例えばお父さんがお母さんを子どもの目の前で叩く(面前 DV)ことは、子どもに悪影響があることが知られています。エ) については、以前から指摘されていましたが、ようやく平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたそうです。貧困の連鎖は確かに存在し、特に母子家庭のような状況で深刻な格差が生まれている指摘もされました。

そして、児童福祉法 7 条に列挙されている児童福祉施設の紹介がありました。改めて、これほどの施設があることを紹介されると、子どもの持つ成長・発達ニーズに幅広さを感じざるをえませんでした。

児童福祉施設（児童福祉法 7 条に列挙）

- ① 助産施設（同法 36 条）
- ② 乳児院（37 条）
- ③ 母子生活支援施設（38 条）
- ④ 保育所（39 条）
- ⑤ 幼保連携型認定こども園（39 条の 2）
- ⑥ 児童厚生施設（40 条）
- ⑦ 児童養護施設（41 条）
- ⑧ 障害児入所施設（42 条）
- ⑨ 児童発達支援センター（43 条）
- ⑩ 児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設） ※（43 条の 2）

- ⑪ 児童自立支援施設（44 条）
- ⑫ 児童家庭支援センター（44 条の 2）
- ※ 児童福祉法の改正により、H29.4.1 ～「児童心理治療施設」に変更

藤川さん自身が司法修習生だった頃、児童自立支援施設で子どもたちと交流した思い出も話してくれました。児童自立支援施設には、不良行為をしたとされる子どもたちが入っていますが、そのような偏見を持たずに関わることで、素直な一面も感じることができたとのエピソードもありました。ですが、ここまでは先にもあげたように 18 歳未満の子どもたちの利用できる施設の紹介でしたが、実際には 18 歳で区切ることでできない難しさがあることを指摘されました。そこで、以前当法人の福祉オンブズ相談員養成講座にも来ていただいた東隆司弁護士が理事長をされている子どもシェルターモモの話になりました。ここでは、ここでは年齢要件もそうですが、児童相談所が困っている子どもの受け入れ先としても大きな役割を持っているとのことですが、全国的にも少ない取り組み事例ですので、これから伸びていくことが期待されるようです。藤川さんは、さらに子ども虐待への対応窓口や岡山弁護士会の活動について紹介されました。それら大事な情報を伝えながら、最後には子どもの権利擁護に関わろうとする人たちへのアドバイスもありました。よく子どもとの関わりを持つ専門職がバーンアウトをしてしまう現実が見られるようです。「守ってあげる、助けてあげる、更生させてあげる、自立させてあげる、全て大人の思い上がり。そんな考えの弁護士は子どもに関する仕事をしちゃいけない。」と先輩弁護士から言われたそうです。「子どもの人生は尊いものであり、少しでも関わった弁護士が何かできるはずもない。何もできない、無力。ただひたすら寄り添って、一緒に悩んで、一緒に考える。絶対に見捨てない、一人ぼっちにさせない。これが大切なんだと。」と、助言を受けたそうです。これは、私たち福祉オンブズ相談員にも言えることだと、大きな学びを教わることができました。

*講座の感想から

「権利について深く考えた講義でした。もしこの手の相談があった場合、その本人が一番いいやりかたで話が聞けるようになりたいです。権利擁護の監視の目の重要性をひしひしと感じました。今日、話を聞いてあまりにも自分がなにも知らないことが多く、もっと勉強したいと思いました。また、この手の知識を持ったオンブズマンを増やさないといけないなと思いました。あまりハードルを高くせず、相談に乗れるようになったらと思いました。」

2日目にはアドバンスコースが行われ、例年どおり竹中麻由美さん（川崎医療福祉大学医療福祉学部准教授）による相談援助の基本的な考え方と演習が行われました。そして、当法人の理事らによる事例検討会も行われました。これら紹介は、今回は割愛しますが、今回も新たな学びをした仲間たちがいることを心強く思います。

まだ改善すべき点もあるかと思いますが、このような内容で2016年度の養成講座を開催することができましたことを報告いたしました。

（文章・要約：藤井宏明）

ホームページがリニューアルされました！

☆本会 HP アドレス：<http://f-onbuzu.com>

かなり時間はかかりましたが、ようやく下記の通り2017年4月6日から、新しいホームページで運用されるようになりました。

今後は、本会作成のパンフレットや会報、活動報告や相談の受付など、ホームページを通じて様々な情報発信や公開、社会への働きかけをしていけたらと思っております。何か掲載してほしい情報やアイデアがありましたら、是非とも本会までご連絡下さい。（文責：坂本 圭）

リニューアルされた本会HPのトップページ



リレーコラム 第9回

今回のコラムは、浅田達雄さんからお寄せいただきました。

「浅田訴訟」は、障害者福祉サービスと介護保険サービスの大きな隔たりが、障害者の生存を脅かすことを教えてくれました。全国からも注目をされているこの訴訟ですが、まだ結論が出ず障害を持つすべての人たちに安心を抱いてもらうには至っていません。

今年2月7日にNHK教育で放送されたハートネットTV「シリーズ暮らしと憲法 第三回 障害者」(<http://www.nhk.or.jp/heart-net/tv/calendar/program/index.html?id=201702072000>)にも浅田さん自身が出演されました。その反響も大きく、「浅田訴訟」の存在に大きな関心が注がれています。今回は、浅田さんからの生の声をお聞きいただくことで、この訴訟の持つ意味についてさらにご理解いただけたらと思います。

※詳しくは、障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(障
岡連事務局内 浅田達雄さん
を支援する会までお問い合わせ
ください。

TEL / FAX (086) 254-5866
(通話は金曜日 13:30 ~)

1日も早い判決を！ 署名にご協力ください

浅田訴訟原告 浅田 達雄

ちょうど4年前に岡山市から私の65歳の誕生日の3日前に福祉支援サービスの打ち切り処分が出されました。

この処分は憲法第14条違反の差別処分であり、憲法25条の生存権を奪う処分であると思って2013年9月19日に提訴しました。この間、口頭弁論が18回行われていますが、被告（岡山市）側が「介護保険を申請しなかったおまえが悪いので、市側には何も悪いことをしていない」という態度で、いっこうに前に進んでいない状態です。

昨年の10月12日に行われた第18回口頭弁論で、当会の事務局長と当時の中区福祉事務所々長二人の証人尋問もあって裁判も終盤を迎えて一審の判決が今年度末には出るような気がしていました。しかし、被告（岡山市）側は裁判長さんが提起した問いにも未だに答えておらず、前に進んでいない状態です。

現在、介護保険で80～90時間の介護を受けて介護料としては月に1.5万円ですが、一応3.5万～4万円収めて3か月後に還ってきます。福祉サービスでは、重度訪問介護として244時間の介護を受けています。この福祉サービスは無料です。収めるお金をキープしておくのが大変です。だからといって介護をしてもらう時間を減らすわけにもいきません。

私の心境としては、今討議していることよりも介護保険優先原則があるために利用料の一割負担が発生する他にも障害者総合支援法（重度訪問介護）と異なったケアプランに従って生活せねばならないのです。そもそも目的が全く異なるために私のような重度障害者にとってそぐ

わない制度であると思います。現在、介護保険で小規模多機能ホームを利用しており、通所・泊・訪問介護をしてもらっています。また、通院・会議等の外出に対しては送迎してもらえますが、重度訪問介護のようにその場にいつもいてもらえません。

65歳からも介護保険優先原則を廃止して支援法でいけるような判決になってほしいと願っています。他県では、65歳になっても障害者総合支援法のみで給付している自治体もあります。

私の生活をハートネットTVの放送で見たいと思っていますが、介護なしでは生きてはいけない者に65歳になる前日から福祉支援サービスを打ち切るとは「死ぬ」ということと等しいことではありませんか。生きることを奪われたような気がしています。しかし、多くの方々のおかげで現在も生きています。

この件に対しては、私だけの問題ではありません。これまでも65歳になったら、65歳まで無料で給付されていた福祉支援サービスが受けられなくなって介護保険になれば、1割自己負担になった上に訪問介護を減らされて生活ができなくなった仲間や家族を見てきています。私は、大切に育てくれた家族に対して自ら命を捨てたくありません。そして、今の暮らしをできるだけ長く続けたいと思っています。

私の気持ちを分かっただき、公正な判決を1日も早く出してくださいをお願いしている署名に、みなさんからのご協力をくださいますようお願い致します。

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

第 4 回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第 4 回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO 法人福祉オンブズおかやまは、法人化から 4 年目に入ります。市民団体時から継続してきた実績を踏まえ、さらに発展したいと考えております。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

記

日時：2017 年 5 月 20 日（土）10 時 00 分～12 時 40 分

- ・定時総会 10 時 00 分～
- ・記念講演 11 時 10 分～（別紙チラシをご参照ください）

※記念講演講師：

NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ 安藤希代子さん

※講師からのメッセージ

日頃 NPO の理事長として障害児の保護者の支援活動をしていますが、一方で一人の、知的障害と自閉症のある 21 歳の障害者の親でもあります。自分の二つの立場から見えてくる現代障害者の状況を、児童期と成人期という二側面を切り口にお話しし、更に近い未来に予想されることと私たちができる手立てについても、皆さんとご一緒に考えさせていただきたいと思えます。

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

※当日は、公共交通機関にてお越しいただけますようお願いいたします。

議案：

1. 2016 年度 活動報告
2. 2016 年度 決算
3. 2017 年度 活動方針案
4. 2017 年度 予算案
5. 定款の変更

※定時総会当日は、総会資料をご持参ください。